

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条 第 6 条)
  - 第 2 章 個人情報の収集および登録(第 7 条 第 10 条)
  - 第 3 章 管理個人情報の管理(第 11 条 第 14 条)
  - 第 4 章 管理個人情報の利用(第 15 条・第 16 条)
  - 第 5 章 電子計算組織の結合(第 17 条・第 18 条)
  - 第 6 章 自己情報の開示および訂正等の請求(第 19 条 第 27 条)
  - 第 7 章 救済の手続(第 28 条・第 29 条)
  - 第 8 章 事業者に対する指導および勧告等(第 30 条)
  - 第 9 章 補則(第 31 条 第 36 条)
  - 第 10 章 罰則(第 37 条 第 42 条)
- 付則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、練馬区(以下「区」という。)が個人情報を取り扱う場合の基本的事項を定め、個人情報の収集ならびに管理個人情報の管理および利用の適正を期するとともに、区民等の自己に関する管理個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障することにより、個人情報に係る区民等の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 管理個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)により当該実施機関が管理している個人情報をいう。ただし、実施機関が区民の利用に供することを目的として、図書館その他の施設において管理している図書、図画等に記載されているものを除く。
- (3) 区民等 実施機関により個人情報が管理されている区民および区民以外の者をいう。
- (4) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員および農業委員会ならびに議会をいう。
- (5) 事業者 つぎに掲げるものをいう。
  - ア 区内に事業所または事務所を有する法人その他の団体(国および地方公共団体を除く。)および個人
  - イ 区内において事業を営む法人その他の団体(国および地方公共団体を除く。)および個人
- (6) 電子計算組織 与えられた処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子計算機器の組織をいう。
- (7) 個人情報ファイル 管理個人情報を含む情報の集合物であつて、つぎに掲げるもの

をいう。

ア 一定の業務の目的を達成するために特定の管理個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の業務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の管理個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(実施機関等の責務)

第 3 条 実施機関は、個人情報の収集または管理個人情報の管理もしくは利用に当たっては、区民等の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、基本的人権を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

(区民の責務)

第 5 条 区民は、個人情報の保護の重要性を認識し、相互に基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力するよう努めなければならない。

(出資法人等の責務)

第 6 条 区が出資する法人その他の団体で区長が指定するものは、実施機関に準じた個人情報の保護を図るため必要な措置を講じるよう努めなければならない。

## 第 2 章 個人情報の収集および登録

(適正収集の原則)

第 7 条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を収集し、ならびに管理個人情報を管理し、および利用する業務の目的を明確にし、その業務の目的の達成に必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって本人から直接収集しなければならない。

(本人以外のものからの収集)

第 8 条 実施機関は、前条の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により当該個人情報が公にされているとき。
- (4) 所在が不明であること、明らかに判断能力が欠けていること等の事由により、本人から収集することができないと認められるとき。
- (5) 人の生命、身体、健康または財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の業務で、本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。
- (7) 国または他の地方公共団体から収集することが業務の執行上やむを得ないと認められる場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例(平成 12 年 3 月練馬区条例第 80 号)に基づく練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて公益または区民福祉の向上のために特に必要があると実施機関が認めるとき。

- 2 実施機関は、前項第5号または第8号の規定により個人情報を収集したときは、その事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(要注意情報の収集禁止)

第9条 実施機関は、つぎに掲げる事項(以下「要注意情報」という。)に係る個人情報を収集してはならない。

- (1) 思想、信条および宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、要注意情報に係る個人情報を収集することができる。

- (1) 法令に定めがあるとき。
- (2) 業務の目的を達成するために欠くことができない場合で、あらかじめ審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

(業務の登録)

第10条 実施機関は、個人情報を収集し、ならびに管理個人情報を管理し、および利用する業務について、つぎに掲げる事項を個人情報業務登録簿に登録しなければならない。ただし、実施機関の職員または職員であった者に係る管理個人情報であって、専らその人事、給与、福利厚生等に関する業務については、この限りでない。

- (1) 業務の名称
- (2) 業務の目的
- (3) 対象となる個人の範囲
- (4) 個人情報の記録の種別
- (5) 個人情報保護管理責任者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、練馬区規則(以下「規則」という。)で定める事項

2 実施機関は、前項本文の規定により登録した業務を廃止したとき、または同項各号に掲げる事項で登録したものを変更したときは、当該業務の登録を抹消し、または登録している事項を修正しなければならない。

3 実施機関は、第1項本文の規定による登録をしたとき、または前項の規定による抹消もしくは修正をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

4 実施機関は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 既に登録してある業務の全部または一部を他の業務に加えるとき。
- (2) 既に登録してある2以上の業務の全部または一部を合わせて新たな業務を登録するとき。

5 実施機関は、第1項本文に定める個人情報業務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

### 第3章 管理個人情報の管理

(適正管理の原則)

第11条 実施機関は、管理個人情報の適正な管理および安全の保護を図るため、つぎに掲げる事項について、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 管理個人情報を正確かつ最新なものとすること。
- (2) 管理個人情報の漏えい、紛失、改ざん、破損その他の事故を防止すること。

2 実施機関は、管理個人情報の管理が必要でなくなったときは、これを速やかに廃棄し、または消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要のあるものにつ

いては、この限りでない。

(個人情報ファイル)

第 11 条の 2 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、つぎに掲げる事項を個人情報ファイル簿に登録しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルの利用目的
- (3) 個人情報ファイルに登録される項目
- (4) 個人情報ファイルに登録される個人の範囲
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、つぎの各号のいずれかに該当する個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

- (1) 要注意情報に係る管理個人情報を含む個人情報ファイル
- (2) 2 以上の業務に係る個人情報ファイル

3 第 1 項の規定は、つぎに掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 第 1 項の規定による登録に係る個人情報ファイルに登録されている管理個人情報の全部または一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録される項目および記録される個人の範囲が当該登録に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (2) 1 年以内に消去することとなる個人情報ファイル
- (3) 記録される個人の数が規則で定める数に満たない個人情報ファイル

4 実施機関は、第 1 項の規定により登録した個人情報ファイルの保有をやめたとき、または同項各号に掲げる事項で登録したものを変更したときは、当該個人情報ファイルの登録を抹消し、または登録している事項を修正しなければならない。

5 実施機関は、第 1 項の規定による登録をしたとき、または前項の規定による抹消もしくは修正をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、第 1 項に定める個人情報ファイル簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(個人情報保護管理責任者の設置)

第 12 条 実施機関は、管理個人情報の適正な管理および安全の保護を図るため、個人情報保護管理責任者を置かななければならない。

(職員の研修)

第 12 条の 2 実施機関は、個人情報を収集し、または管理個人情報を管理し、もしくは利用する職員に対し、個人情報の保護に関し必要な知識を付与し、意識の向上を図るため研修を行わなければならない。

(委託等に係る措置)

第 13 条 実施機関は、個人情報を収集し、または管理個人情報を管理し、もしくは利用する業務の処理を区の機関以外のものに委託しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、その委託契約等において、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

2 区長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって区が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせようとするときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の責務)

第 14 条 前条第 1 項の規定により実施機関から個人情報を収集し、または管理個人情報を管理し、もしくは利用する業務の処理を受託したものまたは同条第 2 項の規定により公の施設の管理を行う指定管理者は、個人情報の漏えい、紛失、改ざん、破損その他の事故を防止し、適正な管理および安全の保護を図るために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定による受託業務または指定管理者が管理する公の施設の業務に従事する者または従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、または当該業務以外の目的に使用してはならない。

#### 第4章 管理個人情報の利用

(適正利用の原則)

第15条 実施機関は、収集した管理個人情報を当該管理個人情報を取り扱う業務の目的に則して適正に利用しなければならない。

(目的外利用および外部提供の制限)

第16条 実施機関は、本人の同意を得た場合、第10条第1項の規定により登録された同項第2号に規定する業務の目的の範囲を超えて当該登録に係る管理個人情報を利用すること(以下「目的外利用」という。)ができる。

2 実施機関は、本人の同意を得た場合、収集した管理個人情報を区の機関以外のものに提供すること(以下「外部提供」という。)ができる。

3 前2項に定める場合のほか、つぎの各号のいずれかに該当するときは、本人の同意を得ないで目的外利用または外部提供をすることができる。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 出版、報道等により当該管理個人情報の内容が公にされているとき。

(3) 人の生命、身体、健康または財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 専ら統計の作成のために利用し、または提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれのないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ審議会の意見を聴いて公益または区民福祉の向上のために特に必要があると実施機関が認めるとき。

4 実施機関は、前項の規定により目的外利用または外部提供をするときは、本人および第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

5 実施機関は、第3項により目的外利用または外部提供したときは、遅滞なくその旨を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、第3項第3号または第5号の規定により目的外利用または外部提供をしたときは、その事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて必要がないと認めるときは、この限りでない。

7 実施機関は、第1項から第3項までの規定により目的外利用または外部提供をしたときは、規則で定める事項を記録し、一般の閲覧に供しなければならない。

8 実施機関は、外部提供をするときは、外部提供を受けるものに対し、外部提供をしようとする管理個人情報の使用目的もしくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、またはその適切な取扱いについて必要な措置を講じるよう求めなければならない。

#### 第5章 電子計算組織の結合

(電子計算組織の結合に係る措置)

第17条 実施機関は、管理個人情報を提供し、または個人情報の提供を受けるため、区の電子計算組織と区の機関以外のものの電子計算組織とを通信回線その他の方法により結合するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

2 実施機関は、区の電子計算組織と区の機関以外のものの電子計算組織との結合(以下「電算結合」という。)をしたときは、つぎに掲げる措置をとらなければならない。

(1) 電算結合の状況について審議会に報告すること。

(2) 規則で定める事項を記録し、一般の閲覧に供すること。

(電算結合の一時中断等)

第 18 条 実施機関は、電算結合をした場合において、つぎの各号のいずれかに該当するときは、提供先等に対して調査を行い、必要に応じて報告を求めるものとする。

- (1) 提供する管理個人情報または提供を受ける個人情報について、漏えい、改ざん等が行われ、または行われるおそれがあるとき。
- (2) 提供した管理個人情報について提供する目的の範囲を超えて利用もしくは提供が行われ、または行われるおそれがあるとき。
- (3) 事故、災害等が発生した場合で、管理個人情報の適正な管理および安全の保護を図るため必要と認めるとき。

2 実施機関は、前項に規定する調査または報告の結果に基づき必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いて、電算結合の一時中断等提供する管理個人情報および提供を受ける個人情報の保護に関し必要な措置を講じるものとする。

3 前項に規定する場合において、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由があると認めるときは、直ちに同項に規定する措置を講じ、その内容を速やかに審議会に報告するものとする。

4 実施機関は、第 1 項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、審議会の意見を聴いて、前 2 項の規定により講じた措置を解除するものとする。

#### 第 6 章 自己情報の開示および訂正等の請求

(開示の請求)

第 19 条 区民等は、実施機関に対し、自己に関する管理個人情報(以下「自己情報」という。)の開示の請求(以下「開示の請求」という。)をすることができる。

2 実施機関は、開示の請求に係る自己情報がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当該開示の請求に応じないことができる。

- (1) 法令に定めがあるもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、推薦、指導、相談等(以下「評価等」という。)に関するものであって、本人に知らせないことが正当と認められるものまたは開示することにより当該評価等に係る実施機関の公正もしくは適正な業務の執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの
- (3) 取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関するもので、開示することにより、実施機関の公正または適正な業務の執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの
- (4) 開示することにより、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのあるもの
- (5) 国または他の地方公共団体から提供された管理個人情報であって、開示することにより、当該情報を提供したものの適正な業務の遂行に著しい支障を生じるおそれのあるもの
- (6) 未成年者の法定代理人による開示の請求がなされた場合であって、開示することが、当該未成年者の利益に反すると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いて、本人に開示しないことが公益上特に必要であると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、請求に係る自己情報に前項の規定に基づき開示しないこととした自己情報(以下「非開示情報」という。)とそれ以外の自己情報とが記録されている場合において、これを容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、非開示情報に係る部分を除いて開示の請求に応じなければならない。

4 実施機関は、非開示情報であっても、その開示を拒む理由がなくなった後に新たに開示の請求があったときは、当該開示の請求に応じなければならない。

(自己情報の存否に関する情報)

第 20 条 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る自己情報が存在しているか否かを答え

るだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒否することができる。

(訂正の請求)

第 21 条 区民等は、自己情報の事実に関する部分に誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正の請求(以下「訂正の請求」という。)をすることができる。

(削除の請求)

第 22 条 区民等は、つぎに掲げる場合には、実施機関に対し、当該自己情報の削除の請求(以下「削除の請求」という。)をすることができる。

- (1) 自己情報が第 7 条、第 8 条第 1 項または第 9 条の規定に違反して収集されたと認めるとき。
- (2) 自己情報が第 11 条の 2 第 2 項の規定に違反して個人情報ファイルに記録されたと認めるとき。

(目的外利用等の中止の請求)

第 23 条 区民等は、自己情報が第 16 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反して目的外利用または外部提供をされたと認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の目的外利用または外部提供の中止の請求(以下「目的外利用等の中止の請求」という。)をすることができる。

(請求の方法)

第 24 条 開示の請求、訂正の請求、削除の請求または目的外利用等の中止の請求(以下「開示等の請求」という。)をしようとする者は、実施機関に対し、本人であることを明らかにして、つぎに掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 開示等の請求を行う者の氏名および住所
  - (2) 開示等の請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
  - (3) 開示等の請求の趣旨
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 未成年者または成年被後見人の法定代理人は、前項の規定にかかわらず、本人に代わって開示等の請求をすることができる。
- 3 前項の開示等の請求をしようとする法定代理人は、実施機関に対し、第 1 項の請求書を提出するほか、本人の法定代理人であることを明らかにし、かつ、それを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、または提示しなければならない。

(請求に対する決定等)

第 25 条 実施機関は、開示等の請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して、開示の請求にあっては 15 日以内に、訂正の請求、削除の請求または目的外利用等の中止の請求にあっては 20 日以内に、当該請求に応じるか否かの決定(以下「可否の決定」という。)をし、その旨を書面により速やかに当該請求を行った者(以下「請求者」という。)に通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示等の請求に応じない決定(請求の一部について応じない場合を含む。)をしたときは、その理由を併せて請求者に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第 1 項に規定する期間内に可否の決定をすることができないときは、当該請求があった日の翌日から起算して 30 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する理由および期間を請求者に書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、開示等の請求に係る自己情報が存在しないときは、その旨を書面により請求者に通知しなければならない。
- 5 実施機関は、第 20 条の規定に基づき当該開示の請求を拒否したときは、その理由を併

せて書面により請求者に通知しなければならない。

(決定後の手続)

第 26 条 実施機関は、前条第 1 項の規定により開示等の請求に応じる決定をしたときは、速やかに当該請求に応じなければならない。

2 実施機関は、前条第 1 項の規定により訂正の請求、削除の請求または目的外利用等の中止の請求に応じる決定をしたときは、その旨を外部提供を受けているものに通知する等必要な措置を講じなければならない。

(開示の方法)

第 27 条 実施機関は、前条第 1 項の規定により自己情報を開示するときは、記録媒体の種類、性質および状態に応じて閲覧、視聴または写しの交付のいずれかの方法により行う。

## 第 7 章 救済の手続

(苦情の申出)

第 28 条 区民等は、実施機関に対し、個人情報の取扱いについて苦情を申し出ることができる。

2 実施機関は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、速やかに調査を行い、必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

(不服申立て)

第 29 条 実施機関は、この条例の規定による処分に関し、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)の規定に基づく不服申立てがあった場合には、当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく、練馬区情報公開および個人情報保護審査会条例(平成 12 年 3 月練馬区条例第 81 号)に基づく練馬区情報公開および個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

## 第 8 章 事業者に対する指導および勧告等

第 30 条 区長は、事業者が個人情報の保護を図るために適切な措置を講じることができるよう、必要な指導および助言を行うものとする。

2 区長は、事業者がこの条例の趣旨に反する行為をしていると認めるときは、当該事業者に対し、説明または資料の提出を求めることができる。

3 区長は、事業者が著しくこの条例の趣旨に反する行為をしていると認めるときは、審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

4 区長は、事業者が第 2 項の規定による説明もしくは資料の提出を正当な理由なく拒んだとき、または前項の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

5 区長は、前項の規定により事実を公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に弁明の機会を与えるとともに、審議会の意見を聴かななければならない。

## 第 9 章 補則

(費用負担)

第 31 条 この条例の規定による自己情報の開示等に要する費用は、無料とする。ただし、第 27 条の規定による写しの作成および送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(国等への要請)

第 32 条 区長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国または他の地方公共団体等に対し、適切な措置を講じるよう要請するものとする。

(実施状況の公表)

第 33 条 区長は、毎年 1 回、各実施機関の個人情報保護制度の運用状況をとりまとめ、公表しなければならない。

(監査の実施)



第 34 条 区長は、個人情報の収集ならびに管理個人情報の管理および利用の適正を期するため、定期に、または必要に応じて監査を実施するものとする。

(他の法令との調整)

第 35 条 この条例は、他の法令の規定により開示等の請求その他これに類する請求に係る手続が定められている場合については、適用しない。

(委任)

第 36 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 第 10 章 罰則

第 37 条 実施機関の職員もしくは職員であった者または第 14 条第 1 項の規定による受託業務もしくは指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者もしくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 7 号アに係る個人情報ファイル(その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役または 1,000,000 円以下の罰金に処する。

第 38 条 前条に規定する者が、当該業務に関して知り得た管理個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1 年以下の懲役または 500,000 円以下の罰金に処する。

第 39 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルムまたは電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役または 500,000 円以下の罰金に処する。

第 40 条 第 14 条第 1 項の規定による受託業務または指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者または従事していた者で、当該業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしたものは、1 年以下の懲役または 300,000 円以下の罰金に処する。

第 41 条 第 14 条第 1 項の規定による受託業務を行い、または指定管理者として指定を受けた法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して第 37 条、第 38 条または前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人または人に対しては、1,000,000 円以下の罰金刑を科する。

第 42 条 偽りその他不正の手段により、開示の請求に応じる決定に基づく管理個人情報の開示を受けた者は、50,000 円以下の過料に処する。

#### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 36 条の規定は平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 12 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)において、実施機関が既に行った、または現に行っている個人情報の収集、管理および利用ならびに電算処理については、この条例の規定により行った個人情報の収集、管理および利用ならびに電算処理とみなす。

(練馬区電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

3 練馬区電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和 59 年 12 月練馬区条例第 44 号。以下「電算条例」という。)は、廃止する。

(電算条例の廃止に伴う経過措置)

4 施行日において、この条例による廃止前の電算条例第 14 条第 1 項または第 15 条第 1 項の規定によって行われた個人情報の開示、訂正または削除の請求で、当該請求の取扱いが確定していないものについては、この条例の相当規定により行われた請求とみなす。

5 この条例の規定により実施機関が審議会に諮問しなければならない事項で施行日前に電算条例第 17 条第 1 項の規定に基づき設置された練馬区電算処理に係る個人情報保護審

議会に区長が諮問し答申を得たものについては、実施機関は当該答申を審議会の答申とみなすことができる。

(練馬区公文書公開条例の一部改正)

- 6 練馬区公文書公開条例(昭和 61 年 3 月練馬区条例第 6 号。以下「公開条例」という。)の一部をつぎのように改正する。  
第 7 条をつぎのように改める。

第 7 条 削除

第 12 条中「練馬区公文書公開審査会」を「練馬区公文書公開および個人情報保護審査会条例(平成 12 年 3 月練馬区条例第 81 号)に基づき設置される練馬区公文書公開および個人情報保護審査会」に改める。

第 13 条から第 15 条までをつぎのように改める。

第 13 条から第 15 条まで 削除

(公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 施行日において、この条例による改正前の公開条例第 7 条本文の規定によって行われた請求で、当該請求の取扱いが確定していないものについては、この条例の相当規定により行われた請求とみなす。

- 8 この条例による改正前の公開条例第 12 条の規定により練馬区公文書公開審査会に諮問している事項でいまだ答申を得ていないものについては、この条例による改正後の公開条例第 12 条に規定する練馬区公文書公開および個人情報保護審査会に諮問しているものとみなす。

付 則(平成 12 年 7 月条例第 83 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 12 年 10 月条例第 91 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 13 年 3 月条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 13 年 7 月条例第 49 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 13 年 10 月条例第 62 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条第 1 項第 8 号および第 29 条の改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の練馬区個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)の規定により練馬区公文書公開および個人情報保護運営審議会に諮問している事項であって、平成 14 年 4 月 1 日においていまだ答申を得ていないものについては、この条例による改正後の練馬区個人情報保護条例(以下「新条例」という。)の規定により練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会に諮問しているものとみなす。

- 3 旧条例第 29 条の規定により練馬区公文書公開および個人情報保護審査会に諮問している事項であって、平成 14 年 4 月 1 日においていまだ答申を得ていないものについては、新条例第 29 条の規定により練馬区情報公開および個人情報保護審査会に諮問しているものとみなす。

付 則(平成 14 年 3 月条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 14 年 7 月条例第 54 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 ひとり親家庭等医療費助成事務の項の改正規定は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 14 年 9 月条例第 64 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 14 年 12 月条例第 72 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 15 年 3 月条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 15 年 6 月条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、平成 15 年 8 月 25 日から施行する。

付 則(平成 15 年 10 月条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 15 年 12 月条例第 48 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 16 年 3 月条例第 33 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、目次の改正規定(「(第 37 条)」を「(第 37 条 第 42 条)」に改める部分に限る。)、第 37 条の改正規定および同条のつぎに 5 条を加える改正規定は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例の一部改正)

3 練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例(平成 12 年 3 月練馬区条例第 80 号)の一部をつぎのように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 2 条第 3 号」を「第 2 条第 4 号」に改める。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条 第 4 条)
- 第 2 章 申請に対する処分(第 5 条 第 11 条)
- 第 3 章 不利益処分
  - 第 1 節 通則(第 12 条 第 14 条)
  - 第 2 節 聴聞(第 15 条 第 26 条)
  - 第 3 節 弁明の機会の付与(第 27 条 第 29 条)
- 第 4 章 行政指導(第 30 条 第 34 条)
- 第 5 章 届出(第 35 条)
- 付則

第 1 章 総則

(目的等)

第 1 条 この条例は、処分、行政指導および届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容および過程が区民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって区民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導および届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例および規則(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程を含む。以下同じ。)をいう。
- (2) 処分 条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- (3) 申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (4) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、またはその権利を制限する処分をいう。ただし、つぎのいずれかに該当するものを除く。
  - イ 事実上の行為および事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために必要とされている手続としての処分
  - ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分
  - ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
  - ニ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの
- (5) 区の機関 地方自治法第 7 章に基づいて設置される練馬区の執行機関もしくはこれらに置かれる機関またはこれらの機関の職員であって法令もしくは条例等により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。
- (6) 行政指導 区の機関がその任務または所掌事務の範囲内において一定の行政目的を

実現するため特定の者に一定の作為または不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に該当しないものをいう。

(7) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く。)であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの(自己の期待する一定の条例等上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。)をいう。

2 前項の規定にかかわらず、同項第 2 号に掲げる用語の意義は第 32 条において同号中「条例等に基づく行政庁」とあるのは「行政庁」と、同項第 3 号に掲げる用語の意義は第 31 条において同号中「条例等」とあるのは「法令または条例等」とする。

(適用除外)

第 3 条 処分または行政指導で行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 3 条第 1 項各号に掲げるものについては、次章から第 4 章までの規定は、適用しない。

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第 4 条 国の機関、東京都の機関、区の機関または他の特別区、市町村その他の地方公共団体もしくはその機関に対する処分(これらの機関または団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。)および行政指導ならびにこれらの機関または団体がする届出(これらの機関または団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。

## 第 2 章 申請に対する処分

(審査基準)

第 5 条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(以下「審査基準」という。)を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

(標準処理期間)

第 6 条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(申請に対する審査および応答)

第 7 条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、または当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(理由の提示)

第 8 条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件または公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確

に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載または添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

- 2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

(情報の提供)

第 9 条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況および当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

- 2 行政庁は、申請をしようとする者または申請者の求めに応じ、申請書の記載および添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第 10 条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

第 11 条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査または判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

- 2 1 の申請または同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

### 第 3 章 不利益処分

#### 第 1 節 通則

(処分の基準)

第 12 条 行政庁は、不利益処分をするかどうかまたはどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(次項において「処分基準」という。)を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

- 2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第 13 条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、つぎの各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- (1) つぎのいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格または地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ イおよびロに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

- (2) 前号イからハまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

- 2 つぎの各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

- (1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

- (2) 条例等の規定上必要とされる資格がなかったことまたは失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在または

喪失の事実が裁判所の判決書または決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

- (3) 施設もしくは設備の設置、維持もしくは管理または物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。
- (4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の高金銭の納付を命じ、または金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。
- (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第 14 条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前 2 項の理由は、書面により示さなければならない。

## 第 2 節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第 15 条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、つぎに掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容および根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日および場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称および所在地

2 前項の書面においては、つぎに掲げる事項を教示しなければならない。

- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、および証拠書類または証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、または聴聞の期日への出頭に代えて陳述書および証拠書類等を提出することができること。
- (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、その者の氏名、同項第 3 号および第 4 号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第 16 条 前条第 1 項の通知を受けた者(同条第 3 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第 17 条 第 19 条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第 2 項第 6 号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、または当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

- 2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。
- 3 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第 2 項および第 4 項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第 18 条 当事者および当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条および第 24 条第 3 項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。
- 3 行政庁は、前 2 項の閲覧について日時および場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

第 19 条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。

2 つぎの各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- (1) 当該聴聞の当事者または参加人
- (2) 前号に規定する者の配偶者、4 親等内の親族または同居の親族
- (3) 第 1 号に規定する者の代理人または次条第 3 項に規定する補佐人
- (4) 前 3 号に規定する者であったことのある者
- (5) 第 1 号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人または補助監督人
- (6) 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

第 20 条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分の内容および根拠となる条例等の条項ならびにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

- 2 当事者または参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、および証拠書類等を提出し、ならびに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。
- 3 前項の場合において、当事者または参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者もしくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述もしくは証拠書類等の提出を促し、または行政庁の職員に対し



説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者または参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第 21 条 当事者または参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書および証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書および証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第 22 条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者および参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日および場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者および参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第 15 条第 3 項の規定は、前項本文の場合において、当事者または参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第 3 項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者または参加人」と、「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき(同一の当事者または参加人に対する 2 回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第 23 条 主宰者は、当事者の全部もしくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第 21 条第 1 項に規定する陳述書もしくは証拠書類等を提出しない場合、または参加人の全部もしくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、および証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部または一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第 21 条第 1 項に規定する陳述書または証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書および証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調書および報告書)

第 24 条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者および参加人の陳述の要旨を明らかにしておくなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第 1 項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者または参加人は、第 1 項の調書および前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

第 25 条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主

宰者に対し、前条第 3 項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第 22 条第 2 項本文および第 3 項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第 26 条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第 24 条第 1 項の調書の内容および同条第 3 項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

### 第 3 節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第 27 条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたとを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第 28 条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、つぎに掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分の内容および根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 弁明書の提出先および提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨ならびに出頭すべき日時および場所)

(聴聞に関する手続の準用)

第 29 条 第 15 条第 3 項および第 16 条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第 15 条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「同項第 3 号および第 4 号」とあるのは「同条第 3 号」と、第 16 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「同条第 3 項後段」とあるのは「第 29 条において準用する第 15 条第 3 項後段」と読み替えるものとする。

## 第 4 章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第 30 条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやくも当該区の機関の任務または所掌事務の範囲を逸脱してはならないことおよび行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(申請に関連する行政指導)

第 31 条 申請の取下げまたは内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第 32 条 許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を有する区の機関が、当該権限を行使することができない場合、または行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第 33 条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨および内容ならびに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した

書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 前項の規定は、つぎに掲げる行政指導については、適用しない。

(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

(2) 既に文書(前項の書面を含む。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

(複数の者を対象とする行政指導)

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、区の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

#### 第5章 届出

(届出)

第35条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

付 則

この条例は、平成7年7月1日から施行する。

付 則(平成12年3月条例第4号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

## 練馬区情報公開条例

平成 13 年 10 月 22 日  
条例第 61 号

練馬区公文書公開条例(昭和 61 年 3 月練馬区条例第 6 号)の全部を改正する。

### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条 第 4 条)
- 第 2 章 公文書の公開(第 5 条 第 17 条)
- 第 3 章 不服申立て(第 18 条 第 20 条)
- 第 4 章 情報公開の総合的な推進(第 21 条 第 25 条)
- 第 5 章 雑則(第 26 条 第 30 条)
- 付則

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、区民の知る権利を保障し、公文書の公開を請求する区民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、練馬区(以下「区」という。)が区政に関し区民に説明する責務を全うし、もって区政への区民参加の推進と区民の信頼の確保を図り、公正で開かれた区政を実現することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員および農業委員会ならびに議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、つぎに掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 区の機関において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

#### (実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が適正に保障されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。

2 実施機関は、個人に関する情報を最大限保護しなければならない。

#### (適正使用)

第 4 条 この条例の定めるところにより、公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を利用して他の者の権利を侵害することのないよう適正に使用しなければならない。

### 第 2 章 公文書の公開

#### (公文書の公開請求権者)

第 5 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

#### (公文書の公開の請求方法)

第 6 条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、実施機関に対して、つぎに掲げる事項を記載した請求書(以下「公開請求書」という。)により行わなければならない。

らない。

- (1) 公開請求をするものの氏名または名称および住所または事務所もしくは事業所の所在地ならびに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
  - (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、練馬区規則(以下「規則」という。)に定める事項
- 2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書につき各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、つぎに掲げる情報を除く。
  - ア 法令および条例(以下「法令等」という。)の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報
  - イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人および日本郵政公社の役員および職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員および職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員および職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および氏名ならびに当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等または当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、つぎに掲げる情報を除く。
  - ア 事業活動によって生じ、または生じるおそれがある危害から人の生命、身体または健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
  - イ 違法もしくは不当な事業活動によって生じ、または生じるおそれがある支障から区民の生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
  - ウ アまたはイに掲げる情報に準じる情報であつて、公にすることが公益上特に必要であると認められるもの
- (3) 公にすることにより、人の生命、身体、自由もしくは財産の保護または犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報

- (4) 実施機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれまたは不当に区民の間に著しい混乱を生じさせるおそれがあるもの
- (5) 実施機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、つぎに掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- (6) 法令等の規定により、公にすることができないと認められる情報

(公文書の部分公開)

第 8 条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。

2 公開請求に係る公文書に前条第 1 号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第 9 条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第 7 条第 6 号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

2 実施機関は、前項の規定により公文書を公開したときは、その旨を練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例(平成 12 年 3 月練馬区条例第 80 号)に基づく練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)に報告しなければならない。

(公文書の存否に関する情報)

第 10 条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第 11 条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部または一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、直ちにその旨ならびに公開する日時および場所を書面により通知しなければならない。この場合において、議会にあっては議長が決定を行うものとする。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求

を拒否するとき、および公開請求に係る公文書を管理していないときを含む。以下同じ。)は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、直ちにその旨を書面により通知しなければならない。この場合において、議会にあっては議長が決定を行うものとする。

- 3 実施機関は、前2項の規定により公開請求に係る公文書の全部を公開しないときまたは一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該決定に係る公文書が期間の経過により非公開情報に該当しなくなることが明らかであるときは、その該当しなくなる時期を示さなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条第1項および第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日の翌日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日の翌日から起算して30日(第14条第1項または第2項の規定により第三者に意見書を提出する機会を与えたときは60日)を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して30日(次条第1項または第2項の規定により第三者に意見書を提出する機会を与えたときは60日)以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、つぎに掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨およびその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

- 2 実施機関は、前項の規定により公開決定等をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第14条 実施機関は、公開請求に係る公文書に区および公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、公開決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イまたは同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条第1項の規定により公開しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書

の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨およびその理由ならびに公開をする日を書面により通知しなければならない。

(公文書の公開の方法)

第15条 実施機関は、公開決定をしたときは、直ちに公開請求者に対して当該公文書の公開をしなければならない。

2 公文書の公開は、文書、図画または写真については閲覧または写しの交付により、フィルムについては視聴または写しの交付(マイクロフィルムに限る。)により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

3 前項の視聴または閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該公文書の写しによりこれを行うことができる。

(費用負担)

第16条 この条例の規定による公文書の視聴または閲覧については、無料とする。

2 この条例の規定による公文書の写しの交付を受けるものは、当該公文書の写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度等との調整)

第17条 実施機関は、他の法令等の規定による閲覧もしくは縦覧または謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、公文書の公開をしないものとする。

2 実施機関は、区の図書館等において一般の利用に供することを目的とする図書、図画等については、公文書の公開をしないものとする。

### 第3章 不服申立て

(審査会への諮問)

第18条 実施機関は、この条例の規定による公開決定等に関し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、つぎに掲げる場合を除き、遅滞なく、練馬区情報公開および個人情報保護審査会条例(平成12年3月練馬区条例第81号)に基づく練馬区情報公開および個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下する場合

(2) 不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号および第20条において同じ。)を取り消しまたは変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開する場合。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第19条 実施機関は、前条の規定により諮問をしたときは、つぎに掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人および参加人

(2) 公開請求者(公開請求者が不服申立人または参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人または参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第20条 第14条第3項の規定は、つぎの各号のいずれかに該当する決定をする場合につ



いて準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、または棄却する決定
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

#### 第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進に関する区の責務)

第21条 区は、第2章に定める公文書の公開のほか、情報公表施策および情報提供施策の拡充を図り、区政に関する正確で分かりやすい情報を区民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

- 2 区は、情報収集機能および情報提供機能の強化ならびにこれらの機能の有機的連携の確保ならびに実施機関相互間における情報の有効活用を図るため、総合的な情報管理体制の整備に努めるものとする。

(情報公表制度)

第22条 実施機関は、区の基本計画その他の規則に定める情報であって当該実施機関が管理するものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令等で別段の定めがあるとき、または当該情報が非公開情報に該当するときは、この限りでない。

- 2 実施機関は、同一の公文書につき複数回公開請求を受けてその都度公開した場合等で、区民の利便および区政運営の効率化に資すると認められるときは、当該公文書を公表するよう努めるものとする。

(情報提供施策の拡充)

第23条 実施機関は、区民に対し積極的に情報を提供するため、広報媒体の効果的活用に努めるとともに、区政に関する情報を一層区民が利用しやすいものにする等情報提供施策の拡充に努めるものとする。

- 2 実施機関は、効果的な情報提供を実施するため、情報収集機能を強化し、区民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるものとする。

(会議の公開)

第24条 地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づく附属機関その他これに類するもの(以下「附属機関等」という。)は、つぎに掲げる場合を除き、その会議を公開するものとする。

- (1) 法令等の規定により会議を公開することができないとされている場合
- (2) 非公開情報に該当すると認められる事項を取り扱う場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、附属機関等が会議の公開を不相当と認めた場合

(出資法人等の情報公開)

第25条 区が出資する法人その他の団体で区長が指定するもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 2 区長は、出資法人等に対し、前項に定める必要な措置を講じるよう要請するものとする。

#### 第5章 雑則

(公文書の管理)

第26条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存および廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(公文書の検索資料)

第 27 条 実施機関は、公文書を検索するために必要な資料を作成し、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(公開請求をしようとするものに対する情報の提供等)

第 28 条 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が管理する公文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(実施状況の公表)

第 29 条 区長は、毎年 1 回、各実施機関の公文書の公開についての実施状況をとりまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第 30 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 14 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)において、この条例による改正前の練馬区公文書公開条例(以下「旧条例」という。)第 8 条の規定により現に行われている公文書の公開請求は、この条例による改正後の練馬区情報公開条例(以下「新条例」という。)第 6 条第 1 項の規定により行われた公文書の公開請求とみなす。

3 施行日において、現に行われている旧条例第 12 条に規定する不服申立ては、新条例第 18 条に規定する不服申立てとみなす。

4 旧条例第 12 条の規定により練馬区公文書公開および個人情報保護審査会に諮問している事項であって、施行日においていまだ答申を得ていないものについては、新条例第 18 条の規定により練馬区情報公開および個人情報保護審査会に諮問しているものとみなす。

5 前 3 項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定により行った処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該相当する規定により行ったものとみなす。

付 則(平成 15 年 3 月条例第 1 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条第 1 号ウの改正規定(日本郵政公社の役員および職員を国家公務員から除くことに係る部分に限る。)および付則第 3 項の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に行われている公文書の公開請求のうち、この条例による改正前の練馬区情報公開条例第 11 条の規定による処分のなされていないものについては、この条例による改正後の練馬区情報公開条例の規定を適用する。

3 第 7 条第 1 号ウの改正規定(日本郵政公社の役員および職員を国家公務員から除くことに係る部分に限る。)の施行の際、現に行われている公文書の公開請求のうち、当該改正規定による改正前の練馬区情報公開条例第 11 条の規定による処分のなされていないものについては、当該改正規定による改正後の練馬区情報公開条例の規定を適用する。

付 則(平成 16 年 3 月条例第 1 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に行われている公文書の公開請求のうち、この条例による改正

前の練馬区情報公開条例第 11 条の規定による処分のなされていないものについては、この条例による改正後の練馬区情報公開条例の規定を適用する。

## 附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針

平成13年2月27日

### 1 目的

この指針は、附属機関等の会議について、会議を公開することにより透明かつ公正な運営を期するとともに、区民公募枠を設定することにより政策形成段階からの区民参加・参画の充実を図ることとし、もって区政を一層透明化し、区民と共に築く区政を推進することを目的とする。

### 2 対象とする会議

区が方針等を定めるにあたり、区民の意見を聴くために設けている附属機関および附属機関に準ずる審議会、懇談会、協議会等（以下「附属機関等」という。）の会議とする。

### 3 会議の公開の原則

附属機関等の会議は、原則として公開とする。

### 4 非公開とすることができる会議

前項の規定に係わらず、法令等により非公開とされている場合のほか、附属機関等は会議の内容が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、会議の全部または一部を非公開とすることができる。

- (1) 不服申し立て、苦情、あっせん、および調停に係る会議等で公開することによってプライバシーを侵害するおそれがある場合。
- (2) 区の機関内部若しくは機関相互間または区の機関と国等の機関相互間における事業に関する事項のうち、公開することにより、当該事業の目的が著しく損なわれる場合、または、特定の者に不当な利益若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合。
- (3) 当該会議を公開することにより、各委員の自由な発言と意見交換に支障をきたすなど、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じることが明らかに予想される場合。

### 5 公開の方法

附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴、会議の記録および会議資料の閲覧の機会を提供することにより行う。

なお、会議の記録は審議の経過が十分把握できるものとし、会議終了後、速やかに作成するものとする。

### 6 会議の傍聴

附属機関等は、会議の傍聴の機会を提供するにあたっては、次に掲げる事項を基本として、会議が公正かつ円滑に行われるよう秩序の維持を図るものとする。

- (1) 当該会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員を会議の場所等に応じてあらかじめ定めるものとする。なお、傍聴人が多数になることが予測される場合は、できる限り多くの傍聴席を確保できるよう会場の選定には配慮するものとする。
- (2) 傍聴人が前項の定員を超えるときは、先着順により決定するものとする。
- (3) 傍聴人は、次に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。
  - 拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
  - 私語、雑談、または騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。
  - みだりに席を離れないこと。
  - ゼッケン、たすき等を着用したり、または旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
  - 飲食および喫煙をしないこと。
  - 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
  - その他会議の支障となる行為をしないこと。

### 7 会議の記録および会議資料の閲覧

- (1) 会議を公開する場合は、会議資料を傍聴人の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料に練馬区公文書公開条例および個人情報保護条例に規定される非公開情報が含まれる場合は、この限りではない。
- (2) 附属機関等は、会議の記録および会議資料を当該附属機関等の庶務を担当する課・室・所（以下「所管課」という。）において閲覧に供するとともに、ホームページに掲載するよう努めるものとする。

## 8 会議開催の周知

附属機関等は、会議の開催にあたっては、次に掲げる事項を原則として開催日の1週間前までにホームページに掲載する等、事前に区民に周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りではない。

- (1) 開催の日時および場所
- (2) 議題
- (3) 会議を非公開とする場合の理由
- (4) 傍聴を認める者の定員および傍聴手続き
- (5) 問い合わせ先

## 9 附属機関等の名称等に関する情報の提供

- (1) 所管課は、附属機関等の名称、設置根拠、会議開催状況等に関する情報を所管課および区民情報ひろばにおいて閲覧に供するものとする。
- (2) 所管課は、前項の内容について、ホームページに掲載するものとする。

## 10 附属機関等の委員における区民公募枠の設定

- (1) 附属機関等の委員の選任にあたっては、広く区民の意見が反映されるように、区民公募枠を設定するものとする。ただし、法令等により委員の資格要件が専門知識を有する者や関係団体からの被推薦人のみによって構成される場合は、この限りではない。
- (2) 幅広く区民の意見を聴くため、公募委員の割合を3割以上とするよう努めるものとする。
- (3) 公募委員における男性委員、女性委員の割合を概ね同数とするよう努めるものとする。
- (4) 前項の規定の他、女性の参画促進のため、附属機関等の委員全体に占める女性委員の割合を平成17年度までに4割以上とするよう努めるものとする。

## 11 区民公募の実施方法

- (1) 区民公募の実施にあたっては、所管課において、附属機関等の設置目的に応じて、公募する人数、応募資格、応募方法、広報、募集期間および選考方法を定めるものとする。
- (2) 前項の規定を定めるにあたっては、次に掲げる事項を基本とする。

応募資格については、区内に居住する者（練馬区職員、練馬区議会議員を除く。）とする。

応募方法については、自薦とし、附属機関等の設置目的に関するテーマ等に対する意見や提言を小論文として提出を求めるものとする。

広報については、区報、ホームページ、募集チラシ等により周知を図るものとする。

募集期間については、1か月以上の期間をおき、募集の締切りは当日消印有効とする。

選考方法については、選考委員会を設置し、その合議によって、委員候補者を決定し、区長が選任する。

## 12 区が出資する法人等の取扱い

区が出資する法人等で区長が指定する団体においては、情報公開と区民参加を図る観点から、この指針を踏まえて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 13 摘要

この指針は、平成13年3月1日から適用する。

## 練馬区行政活動の評価に関する実施要綱

平成 14 年 3 月 29 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は、練馬区（以下「区」という。）が行う行政活動に対する評価の実施ならびに評価結果の活用および公表について必要な事項を定めることにより、区民の視点に立った成果重視の効率的で質の高い行政活動の実施および透明性の高い開かれた区政の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 評価 行政活動が区民生活に与える成果を把握することにより、行政活動について必要性、有効性および効率性等の観点から客観的に判定することをいう。
- (2) 成果 行政活動の結果が区民生活に与える効果および効用のことをいう。
- (3) 指標 行政活動により生じた成果等を客観的に測定するための規準をいう。
- (4) 政策 区の行政活動における特定の目的を実現するために定める基本的な方針をいう。
- (5) 施策 政策を実現するために定める個々の具体的な方針をいう。
- (6) 事務事業 施策を実現するために個々の手段として実施する事務および事業をいう。  
また、事業のうち、練馬区長期総合計画に定める事業を長期計画事業という。

### (評価の対象)

第 3 条 評価は、全ての施策および事務事業を対象とする。

### (評価の方法)

第 4 条 評価は、その対象によりつぎの方法により行う。

- (1) 事務事業を対象とする評価（以下「事務事業評価」という。）は、必要性、有効性等の各種指標を用いて実施する。
  - (2) 施策および長期計画事業を対象とする評価（以下「施策評価」という。）は、成果および有効性の指標等を用いて実施する。
- 2 評価は、別に定める評価表により行うものとする。

### (評価の段階および評価者)

第 5 条 事務事業評価は、1 次評価および 2 次評価を行う。1 次評価は事務事業を所管する課長が行い、2 次評価は事務事業を所管する部長が行う。

2 施策評価は、1 次、2 次および 3 次評価を行う。1 次評価は、施策を所管する部長が行い、2 次評価は、区長が行う。また、3 次評価は第三者による評価とし、区長はその結果を行政活動に適切に反映させるものとする。

### (評価の時期)

第 6 条 事務事業評価は、毎年、決算事務の終了後直ちに行う。

2 施策評価は、隔年ごとに行う。

### (評価結果の活用)

第 7 条 評価結果は、つぎのとおり活用する。

- (1) 施策および事務事業等、行政活動の改善のために活用する。
- (2) 職員の定数管理および組織編成等、各部および区全体の管理運営のために活用する。
- (3) 予算査定および計画の策定等、行政資源の有効かつ最適配分に活用する。
- (4) 区民と区が福祉の向上のため協働するために活用する。

### (評価結果等の公表)

第 8 条 評価結果は、原則として全て公表する。この場合において、必要に応じて様式を加工することができる。また、評価結果については、公表により区民の意見を聴取する。

2 評価の結果により明らかになった改善事項、改善計画および改善結果は公表する。

(評価体制の整備)

第 9 条 評価の客観性および信頼性を確保するため区民参加の機会を確保し、評価結果により明らかになった改善事項等を適切に行政活動に反映させるため、評価の対象に応じた評価体制を整備する。

(職員の研修等)

第 10 条 評価能力の養成および評価の活用等を推進するため、必要に応じて職員研修を行う。

2 事務の効率化等特に顕著な成果をあげた職員については、練馬区職員表彰規程（昭和 50 年練馬区訓令甲第 26 号）に基づき表彰する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

## 練馬区行政評価委員会の設置に関する要綱

平成16年3月10日

### (設置)

第1条 練馬区(以下「区」という。)が行う行政活動に対する評価について、区民等による第三者の視点を確保し、評価の客観性、信頼性および透明性を高めるとともに、施策や事務事業等にかかる改革・改善ならびに評価制度の発展および定着を促進し、区民の視点に立った成果重視の効率的で質の高い行政活動の実施および透明性の高い開かれた区政の推進を図るため、練馬区行政評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (役割)

第2条 区長の諮問に応じ、委員会は、つぎに掲げる事項について評価および検討し、その結果を区長に提言する。

- (1) 区の施策に対する評価結果
- (2) 区の施策の体系および評価指標
- (3) 区の行政評価制度のあり方
- (4) 前3号に掲げるもののほか区長が必要と認めた事項

### (組織)

第3条 委員会は、つぎに掲げる者の内から、区長が委嘱する委員13人以内で構成する。

- (1) 行政評価に関する豊かな経験と優れた識見を有する者 4人以内
- (2) 企業実務または評価実務に経験を有する区民 4人以内
- (3) 一般公募による区民 5人以内

2 一般公募にかかる委員の選考基準は、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針(平成13年2月27日練企企発第245号)に基づき、別に定める。

### (任期)

第4条 委員の任期は、就任した年度の末日までとする。

### (謝礼金)

第5条 委員に謝礼金を支払う。謝礼金の額については別に定める。

### (委員長および副委員長)

第6条 委員会に委員長をおき、区長の指名によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、委員会を代表する。
- 3 委員会に副委員長をおき、第3条第1項第1号に定める学識経験者の中から委員長の指名によりこれを定める。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 会議は、委員長が主宰する。

- 2 会議は、原則として公開とする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針の定めるところにより、非公開とすることができる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、その他の会議を開くことができる。

### (専門部会)

第8条 施策の評価および検討を専門的に行うため、専門部会をおく。

- 2 専門部会は、委員長の指名した委員により構成する。
- 3 専門部会に部会長をおき、委員長がこれを指名する。
- 4 部会長は、専門部会を主宰し、経過または結果を委員会に報告する。
- 5 部会は、評価および検討の中立性等を確保するため、原則として非公開とする。

### (意見聴取)



第9条 委員長または部会長が必要と認めるときは、区職員の出席および説明を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画部経営改革担当課および企画課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、企画部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

練馬区区民意見反映（パブリックコメント）制度の実施に関する要綱

平成16年5月31日

（目的）

第1条 この要綱は、区民意見反映制度を定め、計画等の策定に当たり区民意見の反映に努めるとともに、その結果について区民等への説明責任を果たし、もって区民本位の行政執行を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「区民意見反映」とは、区民生活に広くかかわりのある区の総合的な計画等（次条に定める計画、基本方針、基本計画等をいう。）の策定に当たり区民等にその案を公表すること、案に対する区民等からの意見を募集し区民等の意向を把握することおよび案に対する区民等の意見について区の見解を公表することにより、区民等の意見を考慮して計画等を策定する一連の手續をいう。

2 この要綱において、「実施機関」とは、区長および教育委員会をいう。

（実施範囲）

第3条 実施機関は、つぎに掲げる事項で必要と認めるものについて、区民意見反映を実施する。ただし、法令等により意見聴取等が義務付けられているものについては、この限りでない。

（1）区の総合的な施策に関する計画の策定および重要な改定

（2）前号に掲げるもののほか、施策の基本方針または基本的な事項を定める計画の策定および重要な改定

（3）重要または基本的な制度を定めることを内容とする条例の制定、廃止または重要な改正に係る基本となる事項

（4）区民の利用に供される施設の建設に係る基本計画の策定および重要な変更

（5）その他実施機関が必要と認めるもの

（計画等の案の公表）

第4条 実施機関は、前条の規定により区民意見反映を実施するものについて計画等の案を策定したときは、その案を適切な時期に公表する。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、つぎに掲げる方法による。

（1）ねりま区報への掲載

（2）区のホームページへの掲載

（3）図書館、区民情報ひろばその他実施機関が指定する場所での閲覧

（4）説明会の開催その他の実施機関が適当と認める方法

（意見募集の方法）

第5条 実施機関は、前条の規定により公表した計画等の案について、区民等から意見を募集する。

2 実施機関は、前項の意見の募集に当たっては、意見の提出者、期間、方法その他意見の提出に係る必要な事項について、計画等の案を公表する時に明示する。

3 意見の提出期間は、計画等の案を公表してから20日から30日程度とする。

4 意見の提出方法は、つぎに掲げる方法による。

（1）実施機関が指定する場所への持ち込み

（2）郵便

（3）ファクシミリ

（4）電子メール

（5）その他実施機関が適当と認める方法

(意見の取扱いおよび公表)

第6条 実施機関は、区民等から提出された意見について検討し、計画等への反映に努める。

2 実施機関は、計画等の決定を行ったときは、区民等から提出された意見の概要および実施機関の見解を公表する。

3 前項の規定による公表については、第4条第2項の規定を準用する。

4 実施機関は、意見を提出した区民等が、意見に対する回答を希望した場合は、個別に回答する。ただし、回答希望数が著しく多数となった場合には、この限りでない。

(実施状況の公表)

第7条 区長は、定期的に区民意見反映制度の実施状況について、適切な方法により公表する。

付 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。